

交際費の損金算入拡大

政府・自民調整 中小、全額案が浮上

政府・自民党は16日、中小企業を対象に、交際費のうち税がかからない損金に算入できる額を拡大する方向で調整に入った。現在は600万円の

押しするとともに、デフレなどで経営環境の厳しい飲食店を支援する。24日をめぐりにまとめる2013年度税制改正大綱に盛り込む。

政府は11日にまとめた

る。現在でも個人企業は交際費をすべて損金算入できるため、中小企業でも全額算入を認める案が浮上。年600万円の上限額を増やす案とともに詰め調整に入る。

交際費を上限に、そのうち9割までを損金にできるが、この割合を引き上げる案を軸に検討する。全額を算入できるようにする案が浮上している。中小企業の営業活動を後

緊急経済対策に、中小企業支援のため交際費課税について減税を拡充する方針を盛り込んだ。これを受け、自民党税制調査会が詳細の制度を詰め

交際費は原則として損金計上できないが、大企業でも1人あたり5000円以下の飲食費は損金算入できる。資本金1億円以下の中小企業は交際

費のうち年600万円を上限に、このうち最大9割まで損金として計上できる。制度の期限は14年3月末となっている。

1315

16

日経

(夕)